

2021年8月20日

日本原燃株式会社

廃棄物埋設施設保安規定変更箇所その他施設保安規定との整合性について

1. はじめに

本資料は、廃棄物埋設事業変更許可申請書に基づく廃棄物埋設施設保安規定の変更に当たり、埋設事業特有事項以外の変更箇所について、濃縮・埋設事業所加工施設保安規定、再処理事業所再処理施設保安規定及び再処理事業所廃棄物管理施設保安規定との整合性を整理するものである。

2. 他施設の整合性

他施設の保安規定との整合性を示すため、第1表に今回の廃棄物埋設施設保安規定変更箇所のうち埋設事業特有事項以外の変更箇所を抜粋した。また、第2表において廃棄物埋設施設、加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設それぞれの保安規定での同項目の規定箇所を併記した上で、相違点がある場合にはその理由について記載した。

加工施設、再処理施設、廃棄物管理施設及び廃棄物埋設施設については、法令上の要求が異なること、加工施設とは敷地を共用するものの両施設の事業内容は異なっていることが特徴にある。ただし、放射線管理施設及び通信連絡設備の一部については加工施設と共用することから、その内容を廃棄物埋設事業変更許可申請書において記載しており、これらを踏まえた上で、事業間で整合を図り規定した。なお、廃棄物埋設施設保安規定と当社他事業の保安規定との比較で確認された相違点のうち、他事業の保安規定に記載がない事項等については、今後実施する各々の保安規定変更認可申請における反映を検討する。

以 上

第1表 廃棄物埋設施設保安規定変更箇所のうち埋設事業特有事項以外の変更箇所

項目	廃棄物埋設施設保安規定の変更内容
職務	警備課長の職務を周辺監視区域の立入制限に変更。 埋設技術課長の職務に排水監視に関する調査、火災及び自然災害等発生時の体制の整備に関する事項を追加。
放射性気体廃棄物	社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に測定結果を表示することを追加。
放射線管理に係る基本方針	一時立入者を追加。
線量の評価及び通知	一時立入者の線量当量の測定及び線量の評価を追加。
線量当量等の測定	管理区域、周辺監視区域境界付近の線量当量等及び管理区域の区域区分の表示を追加。
火災発生時の体制の整備	火災発生時の体制の整備について追加。
自然災害等発生時の体制の整備	自然災害等発生時の体制の整備について追加。
通信連絡手順の整備	非常時等に用いる通信連絡に関する手順を整備することを追加。
安全避難通路等	非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明の整備等を追加。
埋設施設の定期的な評価等	条文名称の適正化。
別表 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定	周辺監視区域境界付近の測定項目に空間放射線量率及び降雨量を追加。
別表 放射線測定器類	モニタリングポストを追加。
添付1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準	火災及び自然災害等発生時の体制の整備に関して社内規定に定める具体的項目を記載。

第2表 廃棄物埋設施設保安規定と濃縮・埋設事業所加工施設保安規定、再処理事業所再処理施設保安規定および再処理事業所廃棄物管理施設保安規定との間の整合性、相違点並びにその理由

前回提出資料からの変更箇所：黄色

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p>(職務) 第8条 第1項 略 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略 (8) 開発設計部長は、埋設施設の事業変更許可申請における設計及び埋設施設の定期的な評価等に関する業務を行う。 (9)～(13) 略</p> <p>(14) 埋設技術課長は、<u>排水監視に関する調査</u>、保安教育及び埋設施設の定期的な評価等の実施計画並びに実施結果の報告に関する業務を行うとともに、廃棄物取扱主任者の指揮の下で第10条に定める廃棄物取扱主任者の職務を補佐する。 <u>また、埋設施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動を含む火災発生時の体制の整備及び自然災害等発生時の体制の整備に関する業務を行う。</u></p> <p>(15) 略 (16) 土木課長は、埋設設備の構築、埋設設備への<u>充填材充填</u>、上部ポーラスコンクリート層設置、覆い施工及び覆土に関する業務を行う。 (17) 略</p> <p>(18) 警備課長は、周辺監視区域の<u>立入制限</u>に</p>	<p>(職務) 第8条各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(13) 運営管理課長は、以下に関する業務を行うとともに、核燃料取扱主任者の指揮の下で第10条に定める核燃料取扱主任者の職務を補佐する。 ただし、運転管理課長が所管する非常時の措置に関する業務は除く。 ① この規定の変更 ② 加工施設で火災が発生した場合における消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火」という。）を含む火災防護活動（以下「火災防護活動」という。）のための体制の整備 ③ 加工施設において地震、竜巻、外部火災、火山（降灰）等の自然災害が発生した場合における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ④ 重大事故に至るおそれがある事故及び大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他テロリズムによる加工施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。）発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備 ⑤ 非常時の措置 ⑥ 保安教育の実施計画</p> <p>(15) 警備課長は、加工施設の保全区域及び周辺監視</p>	<p>(職務) 第17条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(50) 保安管理課長は、第124条に基づく再処理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(39) 防災業務課長は、津波その他の事象によって交流電源を供給する全ての設備、使用済燃料、核燃料物質及び使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体の崩壊熱等による過熱を除去する全ての設備並びに水素が発生するおそれのある設備においてその滞留を防止する全ての設備の機能が喪失した場合（以下「交流電源供給機能等喪失時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備並びに消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、保安教育の実施計画、使用済燃料の搬入前の確認、事故等に係る記録並びに再処理施設内において溢水が発生した場合（以下「溢水発生時」という。）、化学薬品漏えいが発生した場合（以下「化学薬品漏えい発生時」という。）、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び再処理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(38) 警備課長は、保全区域及び周辺監視区域の出</p>	<p>(職務) 第5条 各職位は、この規定に基づき定める保安に関する文書に基づき、保安に関する職務を遂行する。 2 前条に定める職位の職務は次のとおりとする。</p> <p>(50) 保安管理課長は、第59条に基づく廃棄物管理施設の定期的な評価に関する業務を行う。</p> <p>(48) 技術課長は、廃棄物管理施設の操作、ガラス固化体の管理等に係る業務の計画、保安教育の実施計画、事故等に係る記録並びに火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合（以下「火山影響等発生時」という。）及び廃棄物管理施設に影響するおそれのあるその他自然災害が発生した場合（以下「その他自然災害発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(55) 防災業務課長は、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動（以下「初期消火活動」という。）を含む火災が発生した場合（以下「火災発生時」という。）における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>(41) 警備課長は、周辺監視区域の出入管理に關す</p>	<p>第65条の条文名称変更に合わせて、定期的な評価“等”を追加した（他施設に“等”がない理由は第65条の整合性等の記載参照）。 なお、加工施設保安規定の職務に当該記載はない。</p> <p>廃棄物埋設施設保安規定第26条の排水監視の業務を埋設技術課の職務として明確化した。</p> <p>火災発生時の体制の整備に関する職務の記載については、各施設とも初期消火活動を含む火災発生時の体制の整備について記載している。また、自然災害等発生時の体制の整備についても同様に職務に記載されており整合している。</p> <p>警備課長の職務に</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p>関する業務を行う。 (19) (20) 略</p>	<p>区域の立入制限に関する業務を行う。</p>	<p>入管理に関する業務を行う。 (周辺監視区域) 第 97 条 周辺監視区域は、別図 5 に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>る業務を行う。 (周辺監視区域) 第 37 条 周辺監視区域は、別図 3 に示す区域とする。 2 警備課長は、前項の周辺監視区域境界に柵又は周辺監視区域である旨を示す標識を設ける等の方法によって、当該区域に業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>ついて、再処理施設保安規定第 17 条における警備課長の職務は保全区域及び周辺監視区域の出入管理としているが、第 97 条周辺監視区域において警備課長は立入を制限することを規定している(廃棄物管理施設も同様)ことから、その趣旨は各施設それぞれの保安規定で整合している。</p>
<p>(放射性気体廃棄物) 第 35 条 運営課長は、埋設施設において汚染のおそれのない区域以外の管理区域から気体を放出しようとする場合、放射性気体廃棄物として管理する。 2 運営課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) 排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 9 に定める管理目標値を超えないように努めること。 3 放射線管理課長は、別表 10 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 11 に示す放出管理用計測器により測定し、運営課長に通知する。 4 放射線管理課長は、排気中の放射性物質の年間放出量に異常のないことを確認する。 <u>5 放射線管理課長は、第 3 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できるよう、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。</u></p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第 51 条 運転管理課長及び廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、次の事項を実施する。 (1) 運転管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気用モニタにより監視し、排気口から放出する。 (2) 廃棄物管理課長は、放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (3) 廃棄物管理課長は、排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 19 に定める管理目標値を超えないように努める。 (4) 運転管理課長は、別表 20 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 21 に示す放出管理用計測器により測定し、廃棄物管理課長に通知する。 ただし、別表 21 に示す放出管理用計測器で測定するための前処理が実施できないこと等により加工施設内で測定できない場合は、加工施設外で測定することができる。 (5) 廃棄物管理課長は、別表 20 に定める精密測定の結果から、ウランの年間放出量を確認する。</p>	<p>(大気への放出) 第 88 条 統括当直長は、再処理施設から発生した放射性気体廃棄物を放出する場合は、別表 41 に定める排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにする。 (2) 放射性物質の放出量が別表 42 に定める放出管理目標値を超えないようにする。 2 放射線管理課長は、別表 41 に基づき放出する放射性気体廃棄物中の放射性物質濃度を測定し、測定結果を統括当直長に通知する。 3 統括当直長は、前項の通知に基づき、放射性物質の放出量を確認する。 4 放射線管理課長は、第 2 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>(放射性気体廃棄物) 第 31 条 貯蔵管理課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気口から放出するとともに、次の事項を遵守する。 (1) 放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度が、線量告示第 8 条に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないようにすること。 (2) ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ及び冷却空気出口シャフトモニタにより監視するとともに、ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒の排気口における排気中の放射性物質濃度が別表 8 に定める管理目標値を超えないように努めること。 2 放射線管理課長は、別表 9 に定める測定項目及び測定頻度に基づき、排気中の放射性物質濃度を別表 10 に示す放出管理用計測器により測定し、貯蔵管理課長に通知する。 3 貯蔵管理課長は、排気中の放射性物質の放出に異常のないことを確認する。 4 放射線管理課長は、第 2 項の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>放射性気体廃棄物に関して、社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示することを追加。再処理施設、廃棄物管理施設と整合している。なお、廃棄物埋設施設では事業許可において当該の表示設備を管理建屋内に設置するとしていることから場所(低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近)を明確にしている。測定結果を安全に認識できる場所に表示することについて、加工施設保安規定に当該記載はない。</p>
<p>(放射線管理に係る基本方針) 第 36 条 埋設施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線業務従事者及び一時立入者の放射線による被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第 53 条 加工施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による放射線業務従事者(一時立入者を含む。)の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第 89 条 再処理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>(放射線管理に係る基本方針) 第 31 条の 2 廃棄物管理施設における放射線管理に係る保安活動は、放射線による従事者等の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ、合理的に達成可能な限り低い水準に保つよう実施する。</p>	<p>基本方針に一時立入者が含まれることを明確化。加工施設の保安規定における規定趣旨と整合している。(再処理施設、廃棄物管理施設の規定では“従事者等”に一時立</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第43条 放射線管理課長は、第41条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表13の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p><u>なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</u></p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者に対しては、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、埋設施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他の緊急やむを得ない場合においては、第54条第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表14に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の2に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第61条 放射線管理課長は、第58条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各課長は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表23に基づいて評価し、別表24に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表24に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>なお、一時立入者については、個人線量計により外部被ばくによる線量当量を測定し、線量を評価する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等の放射線業務従事者については、請負事業者等の責任者から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、加工施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、加工設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれのある加工施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第76条に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表25に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表26に基づいて評価し、別表25に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第98条 放射線管理課長は、第95条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は、女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表44に基づいて評価し、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表45に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、再処理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、再処理設備の操作に重大な支障を及ぼすおそれがある再処理施設の損傷が生じた場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第110条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表45の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表45の3に基づいて評価し、別表45の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>(線量の評価及び通知)</p> <p>第38条 放射線管理課長は、第36条第2項に基づき指定しようとする放射線業務従事者の被ばく歴を確認する。</p> <p>2 各職位は女子の放射線業務従事者のうち、妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者及び本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった者について、その旨を放射線管理課長に通知する。</p> <p>3 放射線管理課長は、放射線業務従事者の線量を別表13に基づいて評価し、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者の線量については、請負事業者等が評価した結果を報告させ、別表14に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>4 放射線管理課長は、前項の評価結果を当該放射線業務従事者に通知する。</p> <p>ただし、請負事業者等に所属する放射線業務従事者については、請負事業者等から通知させる措置を講じる。</p> <p>5 事業部長は、第3項の線量限度にかかわらず、廃棄物管理施設に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他の緊急やむを得ない場合においては、第48条の2第1項に基づき事業部長があらかじめ定めた緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者(以下「緊急作業従事者」という。)を別表14の2に定める線量限度を超えない範囲内において緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>6 放射線管理課長は、前項の緊急作業に従事した緊急作業従事者の線量を別表14の3に基づいて評価し、別表14の2に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p>	<p>入者も含まれる。)</p> <p>一時立入者の線量測定に係る規定の追加であり、加工施設保安規定と同様の記載としている。</p> <p>なお、再処理施設保安規定および廃棄物管理施設保安規定に当該記載はない。</p>
<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第46条 放射線管理課長は、管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第65条 放射線管理課長は、管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等を別表27に定めるところにより測定する。</p> <p>2 放射線管理課長は、前項の測定により異常</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第101条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表46に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、人の立入りを禁止する措置を講じた区域については、この限りではない。</p>	<p>(線量当量等の測定)</p> <p>第41条 放射線安全課長は、管理区域における線量当量等を別表15に定めるところにより測定する。</p> <p>ただし、別表11に定める通常作業時に人の立入りを禁止する区域についてはこの限りではな</p>	<p>廃棄物埋設施設保安規定において、外部放射線に係る線量当量等の測定結果の表示を追加する。各施設とも線量</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p>認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p><u>3 放射線管理課長は、第1項による管理区域における外部放射線に係る線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び表面密度の測定結果並びに第38条に定める管理区域の区域区分の状況を低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。</u></p> <p><u>4 放射線管理課長は、第1項による周辺監視区域境界付近における外部放射線に係る線量当量の測定結果を社員等及び請負事業者等が安全に認識できるよう、低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近の表示板に表示する。</u></p>	<p>が認められた場合は、その原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線管理課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び床、壁等の放射性物質の表面密度について管理区域入口付近に表示する。</p>	<p>2 放射線安全課長は、前項の測定により異常が認められた場合は、異常に係る設備等の管理担当課長に連絡するとともにその原因を調査し、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近又は管理区域内の建屋入口付近に表示する。</p> <p>(環境監視)</p> <p>第103条 環境管理課長は、周辺監視区域等における線量当量等を別表48に定めるところにより測定する。</p> <p>2 環境管理課長は、前項の測定により異常が認められた場合及び統括当直長が第86条又は第88条に定める放出管理目標値を満足していないと判断した場合は、環境監視の強化等の措置を講じる。</p> <p>3 環境管理課長は、再処理施設から放出する放射性液体廃棄物及び放射性気体廃棄物に起因する一般公衆の年間の線量を、第1項の測定結果又は第86条及び第88条の放射性物質の放出量に基づき評価する。</p> <p>4 環境管理課長は、第1項 別表48の周辺監視区域境界付近の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>い。</p> <p>2 環境管理課長は、周辺監視区域における線量当量等を別表16に定めるところにより測定する。</p> <p>3 放射線安全課長は、第1項の測定により異常が認められた場合は、その原因を調査し、異常に係る設備等の管理担当課長に通報する。</p> <p>4 環境管理課長は、第2項の測定により異常が認められた場合は、環境監視の強化等により、原因を調査するとともに、放射線安全課長に通報する。</p> <p>5 放射線安全課長は、管理区域における外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び表面の放射性物質の密度を管理区域入口付近に表示する。</p> <p>6 環境管理課長は、第2項の測定結果を換算して得られる被ばく線量を社員等及び請負事業者等が安全に認識できる場所に表示する。</p>	<p>当量等を表示することとしており整合している。</p> <p>なお、再処理施設、廃棄物管理施設及び加工施設では、管理区域の区域区分は基本的に変更がないため、区域区分の状況の表示を規定していない。一方埋設施設では、通常、放射性廃棄物を容器に固型化した状態で取り扱うが、放射能を含んだものを非密封の状態を取り扱う可能性がある場合および線量当量等の測定結果により区域区分を変更する場合があるため、表示設備を用いて、その状況が放射線業務従事者等に分かるよう低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近に表示する違いがある。</p> <p>廃棄物埋設事業変更許可申請書において周辺監視区域境界付近の測定結果の表示設備を管理建屋内に設置することから場所(低レベル廃棄物管理建屋の出入管理設備付近)を明確にしている。</p> <p>なお、廃棄物埋設施設では、人の立入りを禁止する措置を講じた区域はないため、再処理施設保安規定および廃棄物管理施設保安規定の第1項におけ</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p><u>(火災発生時の体制の整備)</u> <u>第50条の2 埋設技術課長は、火災発生時のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u> <u>(1) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。</u> <u>(2) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。</u> <u>(3) 火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u> <u>2 各職位は、前項の文書に基づき、火災発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</u> <u>3 埋設技術課長は、前項の活動の結果をとりまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> <u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> <u>5 センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄物の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>(火災防護活動のための体制の整備) 第71条 運営管理課長は、火災防護活動のための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。 また、初期消火活動のために必要な要員を第75条により9名以上(事業所常駐2名以上、隣接する自社の他の事業所常駐7名以上)配置する。 (2) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。 (3) 火災発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 また、初期消火活動のために必要な通報設備として専用回線を使用した通報設備又は衛星電話を中央制御室等に配備するとともに、泡消火剤、別表30に示す化学消防自動車等を配備する。 2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、火災発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 また、巡視点検担当課長は、第16条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、火災の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。</p>	<p>(火災発生時の体制の整備) 第29条の2の2 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画(火災防護計画)を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (1) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。) (2) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備(初期消火活動のために必要な別表7の2に示す設備等を含む。) 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、火災発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長は、第25条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 4 防災業務課長は、前項の活動の結果をとりまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理*及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。 * : この規定において、「再処理」とは、使用済燃料からウラン及びプルトニウムを分離するために使用済燃料を処理することをいう。 また、「せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設(ウラン精製設備又はプルトニウム精製設備)又は脱硝施設(ウラン脱硝設備又はウラン・</p>	<p>(火災発生時の体制の整備) 第12条の3 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画(火災防護計画)を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (1) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置(初期消火活動のために必要な10名以上の要員の常駐を含む。) (2) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備(初期消火活動のために必要な別表2の2に示す設備等を含む。) (4) 廃棄物管理施設における可燃物の適切な管理 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに火災発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。また、統括当直長及び貯蔵管理課長は、第11条に定める巡視点検により火災の早期発見に努める。 4 防災業務課長は、前項の活動の結果をとりまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>るただし書きに相当する規定は不要となる。 廃棄物埋設事業変更許可申請書では、可燃性物質の持ち込み制限等の火災に係る運用上の制約を規定していることから、これらを含む火災発生時の体制の整備に係る条文として他施設と同様の規定を追加した。なお、加工施設、再処理施設及び廃棄物管理施設では、許可基準規則の要求事項を踏まえ保安規定審査基準の「設計想定事象等に係る加工(再処理、廃棄物管理)施設の保全に係る措置」の要求事項に基づき火災に係る体制の整備の条文を規定しているが、廃棄物埋設事業変更許可申請書では、安全機能を有する施設に火災の発生は想定していないため、設計想定事象はない。なお、埋設施設では、火災発生時の対応を第6条の表1に掲げる文書として整備するため、当該文書は第12条第1項第3号「表1に掲げる事業部長が制定する規定」に基づき</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>プルトニウム混合脱硝設備)における再処理」とは、各々の施設(各々の設備)において使用済燃料からウラン又はプルトニウム(分離施設においてはプルトニウム)を分離するために使用済燃料又は使用済燃料から分離された物を処理することをいう。</p>		<p>埋設施設安全委員会の審議対象となる。</p>
<p><u>(自然災害等発生時の体制の整備)</u> <u>第50条の3 埋設技術課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)として作成し、事業部長の承認を得る。なお、当該文書は、添付1に示す「火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施基準」に従い作成する。</u> <u>(1) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。</u> <u>(2) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練を実施する。</u> <u>(3) 自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</u> <u>2 各職位は、前項の文書に基づき、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともに、自然災害等発生時において埋設施設の保全のための活動を行う。</u> <u>3 埋設技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</u> <u>4 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> <u>5 センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u> <u>6 開発設計部長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、各職位は必要に応じて手順書等へ反映する。</u></p>	<p>(自然災害発生時における加工施設の保全活動を行うための体制の整備) 第72条 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うための体制の整備として、次の措置に係る事項を第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」)に定め、事業部長の承認を得る。 また、本文書は、添付1「火災防護活動及び自然災害対応に係る実施方針」に従い作成する。 (1) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な要員を第75条により配置する。 (2) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員に対する教育・訓練を第87条及び第88条により実施する。 (3) 自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。 2 各課長は、前項に定めた文書に基づき、自然災害発生時において加工施設の保全のための活動を行う。 3 事業部長は、運営管理課長に前項の活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 4 各課長は、自然災害の影響により、加工施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、連絡を受けた関係者と必要に応じて核燃料物質の漏えい防止等の措置について協議する。 5 各課長は、自然災害に係る新たな知見を収集し、必要に応じて手順書等へ反映する。</p>	<p>(その他自然災害発生時の体制の整備) 第29条の6 技術課長は、その他自然災害(地震その他再処理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。)発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (1) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、再処理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において再処理施設の保全のための活動を行う。 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、その他自然災害の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は(六ヶ所村に大津波警報が発表された場合も含む。)は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(その他自然災害発生時の体制の整備) 第12条の6 技術課長は、その他自然災害(地震その他廃棄物管理施設の安全機能に影響を及ぼすまでに時間余裕がある自然現象等をいう。以下、本条において同じ。)発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、当該計画は、添付1に示す「火災、火山影響等及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基準」に従い作成する。 (1) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 2 事業部長は、前項の計画を承認する場合は、貯蔵管理安全委員会に諮問する。 3 各職位は、第1項の計画に基づき、その他自然災害発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施するとともにその他自然災害発生時において廃棄物管理施設の保全のための活動を行う。 4 技術課長は、前項の活動の結果を取りまとめ、定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 5 事業部長は、前項の報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。 6 工場長は、その他自然災害の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	<p>廃棄物埋設事業変更許可申請書では、火山(降灰)の対応を規定していることから、これらを含む自然災害等発生時の体制の整備に係る条文として他施設と同様の規定を追加した。 加工施設、再処理施設および廃棄物管理施設では、許可基準規則の要求事項を踏まえ保安規定審査基準の「設計想定事象等に係る加工(再処理、廃棄物管理)施設の保全に係る措置」の要求事項に基づき自然災害発生時に係る体制の整備の条文を規定しているが、廃棄物埋設事業変更許可申請書では、安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼす自然現象および人為事象は想定していないため、設計想定事象はない。 なお、埋設施設安全委員会の審議については、第50条の2に同じ。 新たな知見の収集については加</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
				工施設保安規定と同様の記載にしている。再処理施設保安規定、廃棄物管理施設保安規定では火山活動のモニタリングにおいて新たな知見に関する規定がある。
<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第55条の2 埋設技術課長は、非常時等^{*1}に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>※1: この規定において、「非常時等」とは、異常に至ると想定される火災及び自然災害等の発生時、異常時並びに非常時をいう。</p>		<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第111条の2 技術課長は、設計基準事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順並びに所外通信連絡及びデータ伝送に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>*: この規定において、「設計基準事故等」とは、設計基準事故及び設計基準事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	<p>(通信連絡手順の整備)</p> <p>第49条の2 技術課長は、安全設計上想定される事故等*が発生した場合に用いる通信連絡に係る操作に関する手順及び所外通信連絡に係る異状時の対応に関する手順を定める。</p> <p>*: この規定において、「安全設計上想定される事故等」とは、安全設計上想定される事故及び安全設計上想定される事故に至るまでの間に想定される事象をいう。</p>	通信連絡手順について他施設と整合する条文を規定した。なお、通信連絡については異常の前段階から行う可能性もあるため、「 非常時等 」として定義を明確にした上で、他施設と整合した条文を規定した。なお加工施設保安規定に本条文はない。
<p>(安全避難通路等)</p> <p>第55条の3 施設建物管理課長は、低レベル廃棄物管理建屋に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>2 土木課長は、廃棄物埋設地に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路を整備する。また、点検路及び点検管に、非常時等に退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び非常用の照明を整備する。</p> <p>3 運営課長は、可搬型照明を埋設クレーンへ配備する。</p> <p>4 各課長は、第1項及び第2項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>(安全避難通路)</p> <p>第78条 運転管理課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路(均質槽からのUF6漏えいによりモニタエリアに退避不可能な場合に一時退避するための一時退避エリアを含む。)、避難用及び非常用の照明を配備するとともに、非常用の照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬式照明を配備する。</p> <p>2 各課長は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各課長は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第111条の3 管理担当課長、電気保全課長及び火災防護課長は、設計基準事故等が発生した場合に用いる標識を設置した安全避難通路並びに避難用及び作業用照明を整備するとともに、作業用照明設置箇所以外で現場作業が必要になった場合等に使用する可搬型照明を配備する。</p> <p>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	<p>(安全避難通路等)</p> <p>第49条の3 貯蔵管理課長、電気保全課長及び火災防護課長は、安全設計上想定される事故等が発生した場合に事業所内の人の退避のために用いる標識を設置した安全避難通路及び避難用照明を整備する。</p> <p>2 各職位は、前項の安全避難通路に通行を阻害する要因となるような障害物を設置しないよう管理する。 なお、各職位は、工事等により安全避難通路が通行できない場合は、迂回路等の代替措置を講じる。</p>	低レベル廃棄物管理建屋と廃棄物埋設地で所管課長が異なるため第1項と第2項で記載を分けている。廃棄物埋設事業変更許可申請書では、異常発生時に退避ができるように安全避難通路を設置すること、可搬型照明を災害時に速やかに使用可能となるよう埋設クレーンへ設置することとしているため、その内容を含め他施設と整合した条文を規定した。

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p>(埋設施設の定期的な評価等)</p> <p>第 65 条 埋設技術課長は、10 年を超えない期間ごと、放射能の減衰に応じた埋設施設についての保安のために講ずべき措置を変更する時、<u>又は廃止措置計画を定めようとする時に</u>、次の各号に定める<u>事項及びその他の</u>最新の知見を踏まえて、核燃料物質等による放射線の被ばく管理に関する評価の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、前述の保安のために講ずべき措置を変更する時とは、埋設施設の管理段階を移行する時、周辺監視区域を廃止する時及び埋設保全区域を廃止する時をいう。</p> <p>(1) <u>以下を含む</u>埋設施設に係る監視及び測定の結果</p> <p><u>イ 排水・監視設備における排水の監視及び測定の結果</u></p> <p><u>ロ 別図 2 に示す廃棄物埋設地近傍における地下水採取孔において採取する地下水の水質に係る監視及び測定の結果（覆土完了後に実施）</u></p> <p><u>ハ 別図 2 に示す場所における地下水位の測定の結果（覆土完了前では周辺監視区域境界付近の地下水位測定孔の測定が対象であり、廃棄物埋設地及びその近傍における地下水位の測定は覆土完了後に実施）</u></p> <p>(2) <u>廃棄物埋設地の近傍で埋設設備と同程度の深度に供試体を埋設し、状態変化を確認する類似環境下での原位置試験の結果（覆土完了後に実施）</u></p> <p>(3) <u>必要に応じ第 2 号を補完する室内試験の結果</u></p> <p>(4) 国内外の研究開発・技術開発成果等</p> <p><u>2 埋設技術課長は、前項の各号のうち覆土完了後に実施する事項及びその他の試験等を行うに当たっては、その具体的な測定項目や測定頻度等を含む計画を定め、事業部長の承認を得るとともに、その計画に従って試験等の管理を行う。</u></p> <p><u>3</u> 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、<u>第 1 項</u>の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p><u>4</u> 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の評価の実施においては、次の各号に定める事項を満足させるものとする。</p> <p>(1) 第 1 項の最新の知見は、埋設規則第 2 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに掲げる書類の記載事項を更新するために必要なものであること。</p>	<p>(加工施設の定期的な評価)</p> <p>第 89 条 運営管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 加工施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 加工施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p> <p>3 各課長は、第 1 項の実施計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 運営管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の承認を行うに当たっては、濃縮安全委員会における審議及び核燃料取扱主任者の確認がされていることを確認する。</p>	<p>(再処理施設の定期的な評価)</p> <p>第 124 条 保安管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 再処理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 再処理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を受ける。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の評価結果の承認に当たっては、再処理安全委員会に諮問し、品質・保安会議における審議及び核燃料取扱主任者の確認を受けるほか、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>(廃棄物管理施設の定期的な評価)</p> <p>第 59 条 保安管理課長は、10 年を超えない期間ごとに、次の各号に定める事項について実施手順及び実施体制を定めた実施計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>(1) 廃棄物管理施設における保安活動の実施状況</p> <p>(2) 廃棄物管理施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況</p> <p>2 事業部長は、前項の計画の承認に当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問する。</p> <p>3 各職位は、第 1 項の計画に基づき、評価を実施する。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の評価結果を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>5 事業部長は、前項の評価の結果、改善を必要とすると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>6 事業部長は、第 4 項の評価の承認を行うに当たっては、貯蔵管理安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の承認を受ける。また、透明性及び客観性の確保に努める。</p>	<p>条文名称については審査基準の違いを踏まえ、定期的な評価“等”とする。</p> <p>第 1 項の実施計画に定める内容について、埋設施設は他施設とは法令上の要求事項が異なる。また、埋設施設では 10 年を超えない期間ごとに新知見に基づく定期的な評価およびそれに基づく保全措置が要求されていることから、各項で埋設特有の記載となっている。</p> <p>評価の計画の作成、報告書（評価結果）の作成および評価結果の埋設施設安全委員会の諮問、廃棄物取扱主任者の確認については他施設と同様に行うことを規定している。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等																																																																																						
<p>(2) 評価に用いるモデル及びパラメータ等は、評価時点における最新知見に基づき設定され、その信頼性及び科学的合理性が示されること。</p> <p>5 埋設技術課長は、第3項の評価の結果及びこの結果を踏まえた埋設施設の保全のために必要な措置に関する報告書を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>6 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の報告書に示す措置を講ずるとともに、措置の結果を評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>7 埋設計画部長、開発設計部長及び各課長は、前項の措置の結果について廃棄物取扱主任者の確認を受け、事業部長に報告する。</p> <p>8 埋設技術課長は、第1項に基づく計画を作成する場合は、第6項の措置の結果及び改善事項を考慮して作成する。</p> <p>9 事業部長は、第1項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。また、第5項の承認を行うに当たっては、埋設施設安全委員会に諮問し、品質・保安会議の審議を受け、廃棄物取扱主任者の確認を受ける。</p>																																																																																										
<p>別表 15 管理区域、周辺監視区域境界付近及び周辺監視区域外における線量当量等の測定(第46条関係)</p> <table border="1" data-bbox="154 1123 762 1795"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度</td> <td>1回/週</td> <td rowspan="3">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>管理区域：汚染のおそれのない区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域境界付近</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1 ・空間放射線量率 ・降雨量</td> <td>1回/週 必要の都度連続*2</td> </tr> <tr> <td>周辺監視区域外</td> <td>・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)</td> <td>1回/3月*3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。 *2：点検等による機器の停止時を除く。 *3：3月1日、6月1日、9月1日及び12月1日を</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長	管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長	管理区域：汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空間放射線量率 ・降雨量	1回/週 必要の都度連続*2	周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1回/3月*3		<p>別表 27 管理区域及び周辺監視区域等における線量当量等の測定(第65条関係)</p> <table border="1" data-bbox="798 1087 1377 1921"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> <th>測定担当課長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">管理区域(汚染のおそれのない区域以外の区域)</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> <td rowspan="6">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量当量率</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">管理区域(汚染のおそれのない区域)</td> <td>・表面密度</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>・外部放射線に係る線量当量率</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量当量*1*3</td> <td>1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度*3</td> <td>連続*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・空間放射線量率*3</td> <td>連続*2</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・風向、風速、降雨量、大気温</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長	管理区域(汚染のおそれのない区域以外の区域)	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	放射線管理課長	・外部放射線に係る線量当量率	1回/週	・空気中の放射性物質の濃度	1回/週	管理区域(汚染のおそれのない区域)	・表面密度	1回/週	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量率	1回/週	・外部放射線に係る線量当量*1*3	1回/3月	・空気中の放射性物質の濃度*3	連続*2		・空間放射線量率*3	連続*2			・風向、風速、降雨量、大気温			<p>別表 46 管理区域における線量当量等の測定(第101条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1430 1087 2027 1543"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量率*1,*2</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度*3</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・表面密度*3</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>管理区域境界付近</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。 *2：エリアモニタにおいて測定する項目 *3：汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。</p> <p>別表 48 周辺監視区域等における線量当量等の測定(第103条関係)</p>	測定場所	測定項目	測定頻度	管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1,*2	1回/週	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	・空気中の放射性物質の濃度*3	1回/週	・表面密度*3	1回/週	管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	<p>別表 15 管理区域における線量当量等の測定(第41条関係)</p> <table border="1" data-bbox="2062 1087 2641 1512"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域</td> <td>・外部放射線に係る線量当量率*1</td> <td>毎日操作中1回</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空気中の放射性物質の濃度*2</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>・表面密度*2</td> <td>1回/週</td> </tr> <tr> <td>管理区域境界付近</td> <td>・外部放射線に係る線量当量*1</td> <td>1回/週</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。 *2：汚染のおそれのない区域は、測定を省略することができる。</p> <p>別表 16 周辺監視区域における線量当量等の測定(第41条関係)</p> <table border="1" data-bbox="2062 1753 2641 1795"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定場所	測定項目	測定頻度	管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1	毎日操作中1回	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	・空気中の放射性物質の濃度*2	1回/週	・表面密度*2	1回/週	管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	測定場所	測定項目	測定頻度				<p>廃棄物埋設事業変更許可申請書において、ウラン濃縮工場から非常時にデータの提供を受けるために、モニタリングポストを共用する設備として記載した。埋設施設保安規定の測定項目に空間放射線量率を追加し、その測定頻度を必要の都度とした。</p> <p>また、別表 16 で規定している雨雪量計で測定する降雨量を測定項目として追加し、測定頻度を連続とした。各施設とも管理区域、周辺監視区域境界付近、周辺監視区域外の線量当量等について規則等に基づき測定するこ</p>
測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長																																																																																							
管理区域：汚染のおそれのない区域以外の区域	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空気中の放射性物質の濃度 ・表面密度	1回/週	放射線管理課長																																																																																							
管理区域：汚染のおそれのない区域	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																																																								
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1 ・空間放射線量率 ・降雨量	1回/週 必要の都度連続*2																																																																																								
周辺監視区域外	・湖沼水中の放射性物質の濃度(尾駁沼)	1回/3月*3																																																																																								
測定場所	測定項目	測定頻度	測定担当課長																																																																																							
管理区域(汚染のおそれのない区域以外の区域)	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週	放射線管理課長																																																																																							
	・外部放射線に係る線量当量率	1回/週																																																																																								
	・空気中の放射性物質の濃度	1回/週																																																																																								
管理区域(汚染のおそれのない区域)	・表面密度	1回/週																																																																																								
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																																																								
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量率	1回/週																																																																																								
	・外部放射線に係る線量当量*1*3	1回/3月																																																																																								
	・空気中の放射性物質の濃度*3	連続*2																																																																																								
	・空間放射線量率*3	連続*2																																																																																								
	・風向、風速、降雨量、大気温																																																																																									
測定場所	測定項目	測定頻度																																																																																								
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1,*2	1回/週																																																																																								
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																																																								
	・空気中の放射性物質の濃度*3	1回/週																																																																																								
	・表面密度*3	1回/週																																																																																								
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																																																								
測定場所	測定項目	測定頻度																																																																																								
管理区域	・外部放射線に係る線量当量率*1	毎日操作中1回																																																																																								
	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																																																								
	・空気中の放射性物質の濃度*2	1回/週																																																																																								
	・表面密度*2	1回/週																																																																																								
管理区域境界付近	・外部放射線に係る線量当量*1	1回/週																																																																																								
測定場所	測定項目	測定頻度																																																																																								

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)			再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)			再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)			整合性等																																																																																																																						
始期とする各3月間	周辺監視区域境界付近	度、日射量、放射収支量*3 ・湖沼水中の放射性物質の濃度 (尾駁沼)	1回/3月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定場所</th> <th>測定項目</th> <th>測定対象及び測定頻度*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">周辺監視区域境界付近</td> <td>・外部放射線に係る線量率</td> <td>空間放射線量率 γ線 連続</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量当量*</td> <td>積算線量当量 γ線 1回/週</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量</td> <td>積算線量 γ線 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性粒子濃度</td> <td>浮遊じん 全α放射能、全β放射能 連続</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性粒子濃度</td> <td>浮遊じん ¹³⁵I, ¹³⁷Cs, Pu(α), ²⁴¹Am, ²⁴⁴Cm 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・陸土中の放射性物質の濃度</td> <td>表土 ⁹⁰Sr, ¹³⁷Cs, Pu(α), ²⁴¹Am, ²⁴⁴Cm 1回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">周辺監視区域外</td> <td>・外部放射線に係る線量率</td> <td>空間放射線量率 γ線 連続</td> </tr> <tr> <td>・外部放射線に係る線量</td> <td>積算線量 γ線 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性物質の濃度</td> <td>気体状放射性希ガス(主に⁸⁵Kr) 連続</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性物質の濃度</td> <td>ヨウ素 ¹³¹I 1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性物質の濃度</td> <td>大気中水分 ³H 1回/月</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性粒子濃度</td> <td>浮遊じん 全α放射能、全β放射能 1回/週</td> </tr> <tr> <td>・空气中の放射性粒子濃度</td> <td>浮遊じん ¹³⁵I, ¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・飲料水中の放射性物質の濃度</td> <td>飲料水 ³H, ⁹⁰Sr, ¹³⁷Cs, ¹³⁵Sr, ¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/3月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・陸土中の放射性物質の濃度</td> <td>表土</td> <td>⁹⁰Sr, ¹³⁷Cs, Pu(α), ²⁴¹Am, ²⁴⁴Cm 1回/年</td> </tr> <tr> <td>湖底土</td> <td>⁹⁰Sr, ¹³⁷Cs, Pu(α), ²⁴¹Am, ²⁴⁴Cm 1回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・陸上植物中の放射性物質の濃度</td> <td>精米</td> <td>¹⁴C, ¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/年</td> </tr> <tr> <td>根菜</td> <td>¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/年</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・畜産物中の放射性物質の濃度</td> <td>葉菜</td> <td>¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/年</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・海水中の放射性物質の濃度</td> <td>海水</td> <td>³H, ⁶⁰Co, ⁹⁰Sr, ¹³⁷Cs, ¹³⁵Sr, ¹³⁷Cs, ¹³⁹La, ¹⁴⁷Pu, Pu(α) 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・海底土中の放射性物質の濃度</td> <td>海底土</td> <td>⁶⁰Co, ⁹⁰Sr, ¹³⁷Cs, ¹³⁵Sr, ¹³⁷Cs, ¹⁴⁷Pu, Pu(α), ²⁴¹Am, ²⁴⁴Cm 1回/6月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">・海産物中の放射性物質の濃度</td> <td>魚類</td> <td>³H, ¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>貝類</td> <td>¹³⁷Cs, Pu(α) 1回/3月</td> </tr> <tr> <td>・漁網の線量率</td> <td>漁網</td> <td>γ線量率 β線量率 1回/3月</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: 測定地点を別図6に示す。ただし、当該地点において試料の採取が困難な場合及び測定器の故障等により測定不能となった場合については、代替措置を第89条の規定に定め、実施するものとする。 *2: 線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。</p>	測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*	周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ線 連続	・外部放射線に係る線量当量*	積算線量当量 γ線 1回/週	・外部放射線に係る線量	積算線量 γ線 1回/3月	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全α放射能、全β放射能 連続	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん ¹³⁵ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/3月	・陸土中の放射性物質の濃度	表土 ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年	周辺監視区域外	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ線 連続	・外部放射線に係る線量	積算線量 γ線 1回/3月	・空气中の放射性物質の濃度	気体状放射性希ガス(主に ⁸⁵ Kr) 連続	・空气中の放射性物質の濃度	ヨウ素 ¹³¹ I 1回/週	・空气中の放射性物質の濃度	大気中水分 ³ H 1回/月	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全α放射能、全β放射能 1回/週	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん ¹³⁵ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水 ³ H, ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁵ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年	湖底土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米	¹⁴ C, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/年	根菜	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/年	・畜産物中の放射性物質の濃度	葉菜	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/年	牛乳	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月	・海水中の放射性物質の濃度	海水	³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁵ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁹ La, ¹⁴⁷ Pu, Pu(α) 1回/3月	・海底土中の放射性物質の濃度	海底土	⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁵ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁷ Pu, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/6月	・海産物中の放射性物質の濃度	魚類	³ H, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月	貝類	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月	・漁網の線量率	漁網	γ線量率 β線量率 1回/3月	<p>周辺監視区域境界付近</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部放射線に係る線量当量 ・外部放射線に係る線量当量* ・空气中の放射性粒子濃度 <p>*: 線量の算定については、線量告示第10条によるものとする。</p>	とを規定しており整合している。なお、気象観測機器による測定項目については再処理施設保安規定および廃棄物管理施設保安規定に記載はない。																																																												
測定場所	測定項目	測定対象及び測定頻度*																																																																																																																														
周辺監視区域境界付近	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ線 連続																																																																																																																														
	・外部放射線に係る線量当量*	積算線量当量 γ線 1回/週																																																																																																																														
	・外部放射線に係る線量	積算線量 γ線 1回/3月																																																																																																																														
	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全α放射能、全β放射能 連続																																																																																																																														
	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん ¹³⁵ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/3月																																																																																																																														
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土 ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年																																																																																																																														
周辺監視区域外	・外部放射線に係る線量率	空間放射線量率 γ線 連続																																																																																																																														
	・外部放射線に係る線量	積算線量 γ線 1回/3月																																																																																																																														
	・空气中の放射性物質の濃度	気体状放射性希ガス(主に ⁸⁵ Kr) 連続																																																																																																																														
	・空气中の放射性物質の濃度	ヨウ素 ¹³¹ I 1回/週																																																																																																																														
	・空气中の放射性物質の濃度	大気中水分 ³ H 1回/月																																																																																																																														
	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん 全α放射能、全β放射能 1回/週																																																																																																																														
	・空气中の放射性粒子濃度	浮遊じん ¹³⁵ I, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月																																																																																																																														
	・飲料水中の放射性物質の濃度	飲料水 ³ H, ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁵ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月																																																																																																																														
	・陸土中の放射性物質の濃度	表土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年																																																																																																																													
		湖底土	⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/年																																																																																																																													
	・陸上植物中の放射性物質の濃度	精米	¹⁴ C, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/年																																																																																																																													
		根菜	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/年																																																																																																																													
	・畜産物中の放射性物質の濃度	葉菜	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/年																																																																																																																													
		牛乳	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月																																																																																																																													
	・海水中の放射性物質の濃度	海水	³ H, ⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁵ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁹ La, ¹⁴⁷ Pu, Pu(α) 1回/3月																																																																																																																													
・海底土中の放射性物質の濃度	海底土	⁶⁰ Co, ⁹⁰ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹³⁵ Sr, ¹³⁷ Cs, ¹⁴⁷ Pu, Pu(α), ²⁴¹ Am, ²⁴⁴ Cm 1回/6月																																																																																																																														
・海産物中の放射性物質の濃度	魚類	³ H, ¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月																																																																																																																														
	貝類	¹³⁷ Cs, Pu(α) 1回/3月																																																																																																																														
・漁網の線量率	漁網	γ線量率 β線量率 1回/3月																																																																																																																														
<p>別表16 放射線測定器類(第47条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="7">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計 *1</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計(警報付電子線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト *1</td> <td>3式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器 *1 雨雪量計</td> <td>1式</td> <td rowspan="2">運営課長</td> </tr> <tr> <td>・排気用モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・エリアモニタ</td> <td>5台</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>*1: ウラン濃縮工場と共用する。</p>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台	・ダストサンプラ	2台	・放射能測定装置	4台	・積算線量計 *1	1式	・個人線量計(警報付電子線量計)	1式	・モニタリングポスト *1	3式	・気象観測機器 *1 雨雪量計	1式	運営課長	・排気用モニタ	1台	・エリアモニタ	5台		<p>別表28 放射線測定器類(第66条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> <th>点検責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・線量当量率サーベイメータ</td> <td>6台</td> <td rowspan="7">放射線管理課長</td> </tr> <tr> <td>・汚染サーベイメータ</td> <td>10台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>・可搬式HF検知警報装置</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定装置</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計(警報付電子線量計)</td> <td>1式</td> <td rowspan="3">機械保全課長及び電気計装保全課長*2</td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト</td> <td>3式</td> </tr> <tr> <td>・気象観測機器*1</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>採取口65</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	点検責任者	・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長	・汚染サーベイメータ	10台	・ダストサンプラ	7台	・可搬式HF検知警報装置	7台	・退出モニタ	1台	・放射能測定装置	3台	・積算線量計	1式	・個人線量計(警報付電子線量計)	1式	機械保全課長及び電気計装保全課長*2	・モニタリングポスト	3式	・気象観測機器*1	1式	・エアスニッフア	採取口65		<p>別表47 放射線測定器類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射線測定器類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線管理用固定式モニタ*</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エリアモニタ</td> <td>130台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>44台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線ダストモニタ</td> <td>46台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線エリアモニタ</td> <td>39台</td> </tr> <tr> <td>・臨界警報装置</td> <td>9式</td> </tr> <tr> <td>・主排気筒ガスモニタ</td> <td>2系列</td> </tr> <tr> <td>・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ</td> <td>2系列</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・排水モニタ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>エアスニッフア</td> <td>631台</td> </tr> <tr> <td>放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>20台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>11台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ/ベータ線用サーベイメータ</td> <td>16台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・ガスモニタ</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	放射線測定器類	数量	放射線管理用固定式モニタ*		・ガンマ線エリアモニタ	130台	・ベータ線ダストモニタ	44台	・アルファ線ダストモニタ	46台	・中性子線エリアモニタ	39台	・臨界警報装置	9式	・主排気筒ガスモニタ	2系列	・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2系列	・冷却空気出口シャフトモニタ	2台	・排水モニタ	3台	エアスニッフア	631台	放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	20台	・中性子線用サーベイメータ	11台	・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16台	・ダストサンプラ	1台	・ガスモニタ	1台	<p>別表17 放射線測定器類(第42条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定器名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・放射線管理用固定式モニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線エリアモニタ*</td> <td>9台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線ダストモニタ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・冷却空気出口シャフトモニタ*</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・エアスニッフア</td> <td>21台</td> </tr> <tr> <td>・放射線サーベイ機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ガンマ線用サーベイメータ</td> <td>4台</td> </tr> <tr> <td>・中性子線用サーベイメータ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・アルファ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・ベータ線用サーベイメータ</td> <td>3台</td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定器</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・退出モニタ</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>・個人線量計(警報付電子線量計)</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>・ホールボディカウンタ</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table>	測定器名	数量	・放射線管理用固定式モニタ		・ガンマ線エリアモニタ*	9台	・ベータ線ダストモニタ	1台	・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2台	・冷却空気出口シャフトモニタ*	2台	・エアスニッフア	21台	・放射線サーベイ機器		・ガンマ線用サーベイメータ	4台	・中性子線用サーベイメータ	2台	・アルファ線用サーベイメータ	3台	・ベータ線用サーベイメータ	3台	・ダストサンプラ	1台	・放射能測定器	2台	・退出モニタ	2台	・個人線量計(警報付電子線量計)	1式	・ホールボディカウンタ	1台	廃棄物埋設事業変更許可申請書において、ウラン濃縮工場から非常時にデータの提供を受けるために、モニタリングポストを共用する設備として記載した。このため、埋設施設保安規定の放射線測定器類に追加する。なお、他施設と共用する記載は廃棄物埋設施設保安規定のみ記載されている。各施設で内包する放射性物質の性状に応じて汚染サーベイメータ、線量当
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																														
・線量当量率サーベイメータ γ線用サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																																														
・汚染サーベイメータ β線用サーベイメータ	4台																																																																																																																															
・ダストサンプラ	2台																																																																																																																															
・放射能測定装置	4台																																																																																																																															
・積算線量計 *1	1式																																																																																																																															
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式																																																																																																																															
・モニタリングポスト *1	3式																																																																																																																															
・気象観測機器 *1 雨雪量計	1式	運営課長																																																																																																																														
・排気用モニタ	1台																																																																																																																															
・エリアモニタ	5台																																																																																																																															
測定器名	数量	点検責任者																																																																																																																														
・線量当量率サーベイメータ	6台	放射線管理課長																																																																																																																														
・汚染サーベイメータ	10台																																																																																																																															
・ダストサンプラ	7台																																																																																																																															
・可搬式HF検知警報装置	7台																																																																																																																															
・退出モニタ	1台																																																																																																																															
・放射能測定装置	3台																																																																																																																															
・積算線量計	1式																																																																																																																															
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式	機械保全課長及び電気計装保全課長*2																																																																																																																														
・モニタリングポスト	3式																																																																																																																															
・気象観測機器*1	1式																																																																																																																															
・エアスニッフア	採取口65																																																																																																																															
放射線測定器類	数量																																																																																																																															
放射線管理用固定式モニタ*																																																																																																																																
・ガンマ線エリアモニタ	130台																																																																																																																															
・ベータ線ダストモニタ	44台																																																																																																																															
・アルファ線ダストモニタ	46台																																																																																																																															
・中性子線エリアモニタ	39台																																																																																																																															
・臨界警報装置	9式																																																																																																																															
・主排気筒ガスモニタ	2系列																																																																																																																															
・使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒ガスモニタ	2系列																																																																																																																															
・冷却空気出口シャフトモニタ	2台																																																																																																																															
・排水モニタ	3台																																																																																																																															
エアスニッフア	631台																																																																																																																															
放射線サーベイ機器																																																																																																																																
・ガンマ線用サーベイメータ	20台																																																																																																																															
・中性子線用サーベイメータ	11台																																																																																																																															
・アルファ/ベータ線用サーベイメータ	16台																																																																																																																															
・ダストサンプラ	1台																																																																																																																															
・ガスモニタ	1台																																																																																																																															
測定器名	数量																																																																																																																															
・放射線管理用固定式モニタ																																																																																																																																
・ガンマ線エリアモニタ*	9台																																																																																																																															
・ベータ線ダストモニタ	1台																																																																																																																															
・ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒モニタ*	2台																																																																																																																															
・冷却空気出口シャフトモニタ*	2台																																																																																																																															
・エアスニッフア	21台																																																																																																																															
・放射線サーベイ機器																																																																																																																																
・ガンマ線用サーベイメータ	4台																																																																																																																															
・中性子線用サーベイメータ	2台																																																																																																																															
・アルファ線用サーベイメータ	3台																																																																																																																															
・ベータ線用サーベイメータ	3台																																																																																																																															
・ダストサンプラ	1台																																																																																																																															
・放射能測定器	2台																																																																																																																															
・退出モニタ	2台																																																																																																																															
・個人線量計(警報付電子線量計)	1式																																																																																																																															
・ホールボディカウンタ	1台																																																																																																																															

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等																											
	<table border="1" data-bbox="795 218 1386 321"> <tr> <td>・排気用 HF モニタ</td> <td>2 台</td> <td>電気計 装保全 課長</td> </tr> </table> <p>* 1 : 風向風速計、温度計、雨雪量計、日射計、放射 収支計 * 2 : 機械設備は機械保全課長、電気設備及び計装 設備は電気計装保全課長</p>	・排気用 HF モニタ	2 台	電気計 装保全 課長	<table border="1" data-bbox="1427 218 2018 501"> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放射能測定器</td> <td>6 台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>6 台</td> </tr> <tr> <td>個人線量計 (警報付電子線量計)</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>環境モニタリング設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・モニタリングポスト*</td> <td>9 式</td> </tr> <tr> <td>・ダストモニタ</td> <td>9 台</td> </tr> </table> <p>* : 警報装置の作動の確認を含む。</p>	・ダストモニタ		放射能測定器	6 台	退出モニタ	6 台	個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式	ホールボディカウンタ	1 台	環境モニタリング設備		・モニタリングポスト*	9 式	・ダストモニタ	9 台	<table border="1" data-bbox="2089 218 2620 354"> <tr> <td>・環境モニタリング設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ダストサンプラ</td> <td>2 台</td> </tr> <tr> <td>・放射能測定器</td> <td>1 台</td> </tr> <tr> <td>・積算線量計用測定装置</td> <td>1 台</td> </tr> </table> <p>* : 警報装置の作動の確認を含む。</p>	・環境モニタリング設備		・ダストサンプラ	2 台	・放射能測定器	1 台	・積算線量計用測定装置	1 台	<p>量率サーバイメー タ等の放射線測定 器類を規定してい る。 なお、気象観測機器 については再処理 施設保安規定およ び廃棄物管理施設 保安規定に記載は ない。 廃棄物埋設事業変 更許可申請書でモ ニタリングカーを ウラン濃縮工場と 共有する記載とし ているが、廃棄物埋 設施設では重大事 故に至るおそれが ある事故および大 規模損壊対応が想 定されず、異常時 においても 5mSv/y を 下回ることを事業 変更許可申請書で 説明していること から、モニタリン グカーに関する規 定は不要となる。</p>
・排気用 HF モニタ	2 台	電気計 装保全 課長																													
・ダストモニタ																															
放射能測定器	6 台																														
退出モニタ	6 台																														
個人線量計 (警報付電子線量計)	1 式																														
ホールボディカウンタ	1 台																														
環境モニタリング設備																															
・モニタリングポスト*	9 式																														
・ダストモニタ	9 台																														
・環境モニタリング設備																															
・ダストサンプラ	2 台																														
・放射能測定器	1 台																														
・積算線量計用測定装置	1 台																														
<p><u>添付 1 火災及び自然災害等発生時の対応に係る実施 基準</u> <u>(第 50 条の 2 及び第 50 条の 3 関連)</u> <u>1 火災</u> <u>埋設技術課長は、火災発生時のための体制の整備 として、次の 1.1 から 1.4 を含む「廃棄物埋設施設 異常・非常時対策要領」を作成し、事業部長の承認を 得る。</u> <u>1.1 要員の配置</u> <u>埋設技術課長は、火災が発生するおそれがある場 合又は発生した場合に備え、自衛消防隊 (第 52 条に 定める非常時対策組織に同じ) に必要な要員を選任 し、事業部長の承認を得る。</u> <u>1.2 教育訓練の実施</u> <u>埋設技術課長は、該当する要員に対して、第 63 条 に関連する火災発生時に対応する活動に関する教育 訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</u> <u>各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</u> <u>1.3 資機材の配備</u> <u>事業部長は、火災発生時の対応のために、防火服、 空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検</u></p>	<p>添付 1 火災防護活動及び自然災害対応に係る実施 方針 (第 71 条、第 72 条関連)</p> <p>1. 火災 運営管理課長は、火災防護活動の体制の整備として、 以下の 1.1 項～1.4 項を含む第 6 条の表 1 に掲げる 文書 (「火災防護計画」) を作成し、事業部長の承認 を得る。 1.1 要員の配置 運営管理課長は、火災が発生するおそれがある場合 又は発生した場合に備え、第 71 条に基づく初期消 火活動を行う要員及び自衛消防隊 (第 74 条に定め る非常時対策組織に同じ) に必要な要員を選任し、 事業部長の承認を得る。 なお、自衛消防隊の構成、要員の職務については、 添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規 模損壊対応に係る実施方針」1.1 項 (体制の整備) に示す。 1.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条 に基づき火災防護活動に関する教育・訓練の計画を</p>	<p>添付 1 火災、溢水、化学薬品漏えい、火山影響等 及び自然災害発生時の対応並びに火山活動のモニ タリング等に係る実施基準 (第 29 条の 2 の 2、第 29 条の 3、第 29 条の 4、第 29 条の 5 及び第 29 条の 6 関連)</p> <p>1 火災 防災業務課長は、火災発生時における再処理施設 の保全のための活動を行う体制の整備として、次 の 1. 1 から 1. 4 を含む火災防護計画を作成 し、事業部長の承認を得る。 また、各職位は、火災防護計画に基づき、火災発 生時における再処理施設の保全のための活動を行 うために必要な体制及び手順の整備を実施する。 1. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害 (非常事態を除く。) が発 生するおそれがある場合又は発生した場合に備 え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある 場合又は発生した場合に備え、第 109 条に定め る必要な要員を配置する。 (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災</p>	<p>添付 1 火災、火山影響等及び自然災害発生時の対 応並びに火山活動のモニタリング等に係る実施基 準 (第 12 条の 3、第 12 条の 4、第 12 条の 5 及び第 12 条の 6 関連)</p> <p>1 火災 防災業務課長は、火災発生時における廃棄物管理 施設の保全のための活動を行う体制の整備とし て、次の 1. 1 から 1. 4 を含む火災防護計画を 作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位 は、火災防護計画に基づき、火災発生時における 廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために 必要な体制及び手順の整備を実施する。 1. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害 (非常事態を除く。) が発 生するおそれがある場合又は発生した場合に備 え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある 場合又は発生した場合に備え、第 47 条に定める 必要な要員を配置する。 (3) 事業部長は、上記体制以外の通常時及び火災</p>	<p>廃棄物埋設施設保 安規定の第 50 条の 2、第 50 条の 3 の条 文構成に合わせて 記載しており、他施 設保安規定の構成 と整合している。 具体的に規定する 事項については、各 施設の特性により、 想定される事象、講 ずべき措置等の違 いがある。 火災については、廃 棄物埋設事業変更 許可申請書におい て規定した、可燃 物の持ち込み、埋 設クレーンの制御 電源に係る対応及 び埋設クレーンの</p>																											

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p><u>を行い、その機能を常に確保する。</u></p> <p><u>1.4 文書の整備</u> 埋設技術課長は、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書(「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」)を整備する。各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p><u>(1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</u></p> <p><u>(2) 可燃物の持ち込みを必要最小限とし、適切に防火措置を講じること。</u></p> <p><u>(3) 埋設クレーンは、使用するとき以外は制御電源を切ること。また、以下に示す対応を行うこと。</u></p> <p><u>1) 漏電防止のため埋設クレーンの電動機を接地すること。</u></p> <p><u>2) 埋設クレーンの周辺には高温となる機器を設置しないこと。</u></p> <p><u>3) 電気系統は、保護継電器及び遮断器により、地絡及び短絡に起因する過電流による過熱や焼損を防止すること。</u></p> <p><u>4) 埋設クレーンの潤滑油を使用する機器は、潤滑油を機器の中に封入するとともに、シール構造により漏えい防止を図ること。</u></p> <p><u>(4) 火災につながる可能性がある埋設クレーンの潤滑油の漏えいを早期に発見できるように巡回点検を行うこと。</u></p> <p><u>(5) 3号埋設クレーンに設置するITVカメラにより、火災につながるおそれがある潤滑油の漏えいを早期に発見できるようにすること。</u></p> <p><u>(6) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</u></p> <p><u>(7) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</u></p> <p><u>(8) 火災発生時の消火活動における初動対応(通報・連絡を含む)に関すること。</u></p> <p><u>(9) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</u></p> <p><u>(10) 火災発生時の消火の方法に関すること。</u></p> <p><u>(11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></p> <p><u>(12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織(自衛消防隊)の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</u></p> <p><u>1.5 評価・改善</u> 埋設技術課長は、火災発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長はその報告の内容を評価し、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p><u>1.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置</u></p>	<p>作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第87条及び第88条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>1.3 資機材の配備 各課長は、火災防護活動に必要な化学消防自動車、泡消火剤、防火服、空気呼吸器等の資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>1.4 文書の整備 運営管理課長は、火災防護活動を実施するため、以下の項目を含む第6条の表1に掲げる文書(「火災防護計画」)を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>なお、UF6を内包する機器を設置する2号発回均質室、2号中間室(搬入室を含む)、1号均質室、2号カスケード室、Aウラン貯蔵室、Bウラン貯蔵室、Cウラン貯蔵室及びBウラン濃縮廃棄物室を火災区域とした火災防護活動とする。</p> <p>1) 火災の発生防止として、防火対策及び消火設備に対する考え方、目的、運用方法に関すること。</p> <p>2) 可燃物管理として、火災区域内に持ち込んだ可燃物の数量及び保管方法、アセトン等の取扱量制限に関すること。</p> <p>3) 管理区域内における火気の使用制限に関すること。</p> <p>4) 火災の早期感知を行うための対応方針に関すること。</p> <p>5) 火災発生時の消火活動における初動対応(通報・連絡、初期消火を含む)に関すること。</p> <p>6) 管理区域内での火災発生時における消火活動のための管理区域入域時の装備・出入管理方法、管理区域からの避難対応、負傷者の搬出に関すること。</p> <p>7) 火災発生時の消火の方法に関すること。</p> <p>8) 火災発生時に現場へ急行するために保安上必要な経路には、アクセスを阻害する要因となる障害物を設置しないことに関すること。</p> <p>9) 火災発生時に加工施設へ影響を与えると判断した場合において実施するカスケード設備のUF6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処(操作)に関すること。また、状況に応じて実施する送排風機の停止・ダンパの閉止に関すること。</p> <p>10) 火災影響評価の概要及び再評価の条件に関すること。</p> <p>11) 防火対策を実施する組織の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p> <p>12) 火災発生時において消火活動等の対応を実施する組織(自衛消防隊)の責任の所在、各職務の権限、要員の選任に関する事項に関すること。</p>	<p>発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 2 教育訓練の実施 防災業務課長及び運転部長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 防災業務課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 運転部長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 再処理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)を火災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影</p>	<p>発生時における火災防護対策を実施するための要員を以下のとおり配置する。</p> <p>a. 火災予防活動に関する要員 各建屋、階及び部屋等の火災予防活動を実施するため、防火・防災管理者を置く。</p> <p>b. 初期消火要員 通報連絡者、操作員、消火専門隊による初期消火要員として、10名以上を再処理事業所に常駐させる。</p> <p>c. 自衛消防隊 (a) 火災による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、事業部長を消防隊長とする自衛消防隊を設置する。</p> <p>(b) 自衛消防隊は、10班で構成され、各班には、責任者である班長を配置する。</p> <p>(c) 消防隊長は、自衛消防隊が行う活動に対し、指揮、命令及び監督を行うとともに、公設消防隊との連携を密にし、円滑な自衛消防活動ができるように努める。</p> <p>1. 2 教育訓練の実施 防災業務課長及び貯蔵管理課長は、火災防護の対応に関する以下の教育訓練を定期的実施する。</p> <p>(1) 火災防護教育 防災業務課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、以下の教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>a. 火災及び爆発の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃物及び火気作業に係る運営管理に関する教育訓練</p> <p>b. 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容及び手順の火災防護に関する教育並びに総合的な訓練</p> <p>(2) 自衛消防隊による総合訓練 防災業務課長は、自衛消防隊に対して、消火活動等を確認する総合的な教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>(3) 操作員に対する教育訓練 貯蔵管理課長は、操作員に対して、以下の教育訓練を実施する。</p> <p>a. 廃棄物管理施設内に設置する安全上重要な施設の安全機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)を災及び爆発から防護することを目的とした火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及</p>	<p>潤滑油の漏えいの早期発見に係る対応の他、他施設の規定を参考に、廃棄物埋設施設に係る火災対応として一般的な要求事項を規定した。自然災害等については、廃棄物埋設事業変更許可申請書において規定した、火山(降灰)に係る除灰を規定するとともに、現状の社内規定で対応を規定している地震を含めて規定した。</p>

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p><u>センター長は、火災の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある」と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p> <p><u>2 自然災害等</u> 埋設技術課長は、自然災害等発生時のための体制の整備として、以下の 2.1 項～2.4 項を含む文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>2.1 要員の配置</u> 埋設技術課長は、自然災害等が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第 52 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>2.2 教育訓練の実施</u> 埋設技術課長は、該当する要員に対して、第 63 条に関連する自然災害等発生時の対応に関する教育訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p><u>各職位は、この計画に基づき教育訓練を実施する。</u></p> <p><u>2.3 資機材の配備</u> 事業部長は、自然災害等発生時の対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p><u>2.4 文書の整備</u> 埋設技術課長は、自然災害等発生時における埋設施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「廃棄物埋設施設異常・非常時対策要領」）を整備する。</p> <p><u>各職位は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</u></p> <p><u>(1) 地震</u> 1) <u>地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。</u> 2) <u>地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>(2) 火山（降灰）</u> 1) <u>降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び埋設施設への影響を確認するための点検に関すること。</u> 2) <u>火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</u></p> <p><u>2.5 評価・改善</u> 埋設技術課長は、自然災害等発生時の体制の整備に係る活動の結果を評価し、事業部長に報告する。事業部長は、その報告の内容を評価し、改善を要す</p>	<p>1.5 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に火災防護活動の体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>2. 自然災害 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の 2.1 項～2.4 項を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>2.1 要員の配置 運営管理課長は、自然災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う要員及び第 74 条に定める非常時対策組織に必要な要員を選任し、事業部長の承認を得る。</p> <p>なお、非常時対策組織の構成、要員の職務については、添付 2 「重大事故に至るおそれがある事故及び大規模損壊対応に係る実施方針」 1.1 項（体制の整備）に示す。</p> <p>2.2 教育・訓練の実施 運営管理課長は、該当する要員に対して、第 87 条に基づき自然災害対応に関する教育・訓練の計画を作成し、事業部長の承認を得る。</p> <p>各課長は、第 87 条及び第 88 条に基づき教育・訓練を実施する。</p> <p>2.3 資機材の配備 各課長は、自然災害対応に必要な資機材を配備し、定期的に保守点検を行い、その機能を常に確保する。</p> <p>2.4 文書の整備 (1) 運営管理課長は、自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行うため、以下の項目を含む第 6 条の表 1 に掲げる文書（「火災防護計画」及び「加工施設 異常事象対策要領」）を整備する。各課長は、具体的な実施内容等を手順書等として整備する。</p> <p>1) 地震 ① 地震の発生又は発生が予測される場合の放射線業務従事者への退避指示に関すること。 ② 地震発生時の認知方法、事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。</p> <p>2) 竜巻 ① UF6 を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 資機材等で飛来物となる可能性のあるものは、飛来時の運動エネルギー及び貫通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて、設置場所に応</p>	<p>響軽減に関する教育 (a) 火災及び爆発から防護すべき安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等（「放射性物質貯蔵等の機器等」とは、安全機能を有する施設のうち、再処理施設において火災又は爆発が発生した場合、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安全上重要な施設を除いたものをいう。） (b) 火災及び爆発の発生防止対策 (c) 火災感知設備 (d) 消火設備 (e) 火災及び爆発の影響軽減対策 (f) 火災影響評価</p> <p>b. 再処理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練 (4) 消防訓練 防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 3 資機材の配備 防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</p> <p>1. 4 手順の整備 (1) 防災業務課長は、再処理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。 a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等 b. 再処理施設における安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと c. 前 b. を除く再処理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等</p>	<p>び爆発の影響軽減に関する教育 (a) 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備（「安重機能を有する機器等」及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器のうち、「安重機能を有する機器等」を除いたものをいう。） (b) 火災及び爆発の発生防止対策 (c) 火災感知設備（自動火災報知設備） (d) 消火設備 (e) 火災及び爆発の影響軽減対策 (f) 火災影響評価</p> <p>b. 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的とした消火器及び水による消火活動についての訓練 (4) 消防訓練 防災業務課長は、初期消火要員に対して、火災が発生した場合における自衛消防活動を確認する教育訓練を実施する。また、消火専門隊に対して、同内容の教育訓練が実施されていることを確認する。</p> <p>1. 3 資機材の配備 防災施設課長及び各課長は、火災防護対策（初期消火活動を含む。）のために必要な衛星電話、化学消防自動車（大型化学高所放水車）、化学粉末消防車及びその他資機材を配備する。また、消防車の予備として、動力ポンプ付き水槽車（消防ポンプ付水槽車）等を配備する。</p> <p>1. 4 手順の整備 (1) 防災業務課長は、廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するために定める火災防護計画に以下の項目を含める。 a. 火災防護対策を実施するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等 b. 廃棄物管理施設における火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するための火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の 3 つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を行うこと c. 前 b. を除く廃棄物管理施設については、消防法、建築基準法、都市計画法及び日本電気協会電気技術規程・指針に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこと d. 安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等 (2) 各職位は、火災発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マ</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
<p><u>ると判断した場合は必要な措置を講じる。</u> <u>2.6 埋設施設の災害を未然に防止するための措置</u> <u>センター長は、自然災害等の影響により埋設施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性がある</u> <u>と判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と廃棄体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</u></p>	<p>じた固縛、建屋内収納又は敷地からの撤去の実施に関すること。 ③ 敷地内への車両の入構を管理するとともに、固縛又は退避を必要とする区域（以下「飛来対策区域」という。）を設定し、竜巻の襲来が予想される場合には、停車又は走行している状況に応じて固縛又は飛来対策区域外への退避による飛来物とならない管理に関すること。 なお、飛来対策区域は、建屋により防護する施設を収納する2号発回均質棟と車両との間取るべき離隔距離（200m）を考慮し図-1のとおりとする。 ④ 竜巻襲来の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 3) 外部火災 ① 防火帯の維持及び管理に関すること。 ② 外部火災発生時の連絡体制、防護対応の内容に関すること。 ③ 外部火災評価に係る以下の条件変更等の影響評価の実施に関すること。 ・ 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更による影響評価の確認 ・ FARSITE の入力条件である植生に大きな変化があった場合の再解析等の実施 ・ 上記以外の外部火災の評価の条件等に変更があった場合の影響評価の実施 ④ 敷地周辺及び敷地内の植生の定期的な現場確認に関すること。 ⑤ 外部火災発生時には、加工施設への影響を軽減するため、事前散水を含む消火活動の実施に関すること。 ⑥ 外部火災発生時に必要となる通報連絡者及び初期消火活動に必要な要員の配置、自衛消防隊の設置に関すること。 ⑦ 外部火災発生時の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 4) 火山（降灰） ① UF6 を取り扱う設備及び機器が収容されている建屋を防護施設として設定することに関すること。 ② 降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作業及び防護施設への影響を確認するための点検に関すること。 ③ 火山噴火の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 5) 溢水 ① 被水により短絡火災等が発生するおそれがある場合の計装盤等の電源の遮断に関すること。 ② 溢水の認知方法、事前準備及び事象対応を行うための管理体制及び判断基準に関すること。 6) カスケード設備の生産運転停止等の措置</p>	<p>e. 溢水防護対象設備に対する消火水の影響を最小限に止めるための消火活動における運用及び留意事項 (2) 各職位は、火災発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 火災が発生していない平常時の対応 (a) 統括当直長は、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に設置する火災受信器盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。 (b) 統括当直長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに必要な現場の制御盤の警報を確認する。消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。 b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災発生時の対応 (a) 統括当直長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。 (b) 統括当直長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。 c. 中央制御室又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室における火災及び爆発発生時の対応 (a) 統括当直長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。 (b) 統括当直長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。 d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応 統括当直長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。 e. 消火活動 各職位は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。 f. 防火監視 統括当直長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。 g. 可燃物の持込みと保管 各職位は、再処理施設における試験、検査、保守</p>	<p>ネジメント文書に定める。 a. 火災が発生していない平常時の対応 (a) 貯蔵管理課長は、制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災が発生していないこと及び火災感知設備に異状がないことを確認する。 (b) 貯蔵管理課長は、消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び必要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備が故障している場合には、早期に必要な修理を依頼する。 b. 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を設置する区域における火災及び爆発の発生時の対応 (a) 貯蔵管理課長は、火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活動を行う。 (b) 貯蔵管理課長は、消火活動が困難な場合は、操作員の退避を確認後、固定式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作状況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。 c. 制御室における火災及び爆発発生時の対応 (a) 貯蔵管理課長は、火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合は、常駐する操作員による消火活動、運転状況の確認等を行う。 (b) 貯蔵管理課長は、煙の充満により操作に支障がある場合は、火災及び爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動する。 d. 火災感知設備の故障その他の異状により監視ができない状況となった場合の対応 貯蔵管理課長は、現場確認を行い、火災の有無を確認する。 e. 消火活動 貯蔵管理課長は、火災発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとともに、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。 f. 防火監視 貯蔵管理課長は、可燃物の持込み状況、防火戸の状態、火災及び爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監視する。 g. 可燃物の持込みと保管 各職位は、廃棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。 h. 可燃性又は難燃性の固体廃棄物貯蔵時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止 各職位は、廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
	<p>① 森林火災等の発生、竜巻等の発生があらかじめ予測できる事象や、事象の発生から加工施設へ影響を及ぼす状態に事象が進展するまで時間的余裕がある場合に、あらかじめ実施するカスケード設備のUF6排気、均質・ブレンディング設備の均質槽の液化運転及び各設備の槽類の加熱停止等の措置を講じるための管理体制、判断基準及び対処（操作）に関すること。</p> <p>② 上記のほか、火山事象、ばい煙等が予想される場合、送排風機の停止・ダンパ閉止に関すること。</p> <p>2.5 評価・改善 事業部長は、運営管理課長に自然災害発生時における加工施設の保全のための活動を行う体制の整備に係る活動の結果を評価させ、これを報告させるとともに、改善を要すると判断した場合は必要な措置を講じる。</p> <p>図表一覧 図-1 飛来対策区域</p>	<p>又は修理で使用する資機材のうち可燃物に対する持込みと保管について、火災及び爆発の発生の可能性低減のための措置を実施する。</p> <p>h. 可燃性又は難燃性の雑固体の一時集積及び保管時の火災及び爆発の発生並びに延焼防止 統括当直長及び各課長は、再処理施設において可燃性又は難燃性の雑固体を一時的に集積・保管する必要がある場合、火災及び爆発の発生並びに延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生を実施する。</p> <p>i. 火気作業 各職位は、再処理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。 (a) 火気作業前の計画作成 (b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置 (c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等） (d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理 (e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等） (f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限 (g) 火気作業に関する教育 j. 化学薬品の取扱い及び保管 各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</p> <p>k. 火災防護に必要な設備の機能維持 管理担当課長及び保修担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>1. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備 防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の管理 防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</p> <p>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理 各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋及び屋外に設置する外部火災防護対象施設が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがない</p>	<p>i. 火気作業 各職位は、廃棄物管理施設における火気作業に当たっては以下のとおり対応する。 (a) 火気作業前の計画作成 (b) 火気作業時の養生、消火器の配備及び監視人の配置 (c) 火気作業後の確認事項（残り火の確認等） (d) 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理 (e) 火気作業養生材に関する事項（不燃シートの使用等） (f) 仮設ケーブル（電工ドラムを含む。）の使用制限 (g) 火気作業に関する教育 j. 化学薬品の取扱い及び保管 各職位は、化学薬品の取扱い及び保管時には火災及び爆発の発生を防止するための措置を実施する。</p> <p>k. 火災防護に必要な設備の機能維持 管理担当課長及び保修担当課長は、火災防護に必要な設備の機能を維持するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>1. 防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備 防災業務課長は、火災時の消火活動に必要な防火服、空気呼吸器等の資機材の点検及び配備を実施する。</p> <p>m. 消火活動に必要な設備の管理 防災施設課長及び管理担当課長は、火災時の消火活動のため、消火栓等の消火設備を管理する。</p> <p>n. 設計対処施設及び危険物貯蔵施設等の設計変更に係る管理 各職位は、設計対処施設（外部火災から防護する施設（以下「外部火災防護対象施設」という。）を収納する建屋が該当する。）及び危険物貯蔵施設等の設計変更に当たっては、外部火災によって、外部火災防護対象施設の安全機能を損なうことがないよう影響評価を行い確認する。</p> <p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応 貯蔵管理課長は、外部火災により、ばい煙及び有毒ガスが制御室の居住性に影響を及ぼすおそれがある場合には、現場の監視制御盤等により施設の監視を適時実施する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動 自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>よう影響評価を行い確認する。</p> <p>o. 外部火災によるばい煙及び有毒ガス発生時対応</p> <p>(a) 管理担当課長は、外部火災によるばい煙及び有毒ガスの発生時には、必要に応じてフィルタ交換の対策を実施する。また、対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>(b) 統括当直長は、必要に応じて、制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環することにより、中央制御室内へのばい煙及び有毒ガスの侵入を防止する。</p> <p>(c) 統括当直長は、必要に応じて、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の外気との連絡口を遮断し、操作員への影響を防止する。</p> <p>p. 外部火災に対する消火活動</p> <p>自衛消防隊の消火班は、敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地内の外部火災に対する消火活動を行う。</p> <p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p>s. 再処理停止等の措置</p> <p>(a) 統括当直長は、敷地内の外部火災が発生した場合は、使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、敷地外の外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、再処理施設が影響を受ける場合には使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置を講じる。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じる。</p> <p>1. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p>	<p>q. 敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認等</p> <p>新基準設計部長は、敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認を実施する。また、F A R S I T Eの入力条件である植生に大きな変化があった場合は、再解析を実施する。</p> <p>r. 外部火災の評価の条件変更に係る対応</p> <p>新基準設計部長は、外部火災の評価の条件に変更があった場合は、外部火災防護対象施設の安全機能への影響評価を実施する。</p> <p>1. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、1. 1から1. 4の活動の実施結果について、防災業務課長に報告する。</p> <p>(2) 防災業務課長は、1. 1から1. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、評価結果に基づき、より適切な活動となるように必要に応じて、火災防護計画の見直し等必要な措置を講じさせる。</p> <p>1. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、火災の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 火山活動のモニタリング等</p> <p>土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置</p> <p>(1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 手順の整備</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメ</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>工場長は、火災の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>2 溢水 技術課長は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2. 1から2. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>2. 1 要員の配置 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>2. 2 教育訓練の実施 (1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、溢水対応全般（評価内容並びに溢水経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 防災業務課長は、初期消火要員及び自衛消防隊の消火班に対して、火災が発生した場合の初期消火活動及び自衛消防隊による消火活動時の放水時の注意事項に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 運転部長は、操作員に対して、溢水発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>2. 3 資機材の配備 各職位は、溢水発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>2. 4 手順の整備 (1) 各職位は、溢水発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 継続的な肉厚管理 保修担当課長は、溢水による損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。 b. 溢水発生時の現場等の確認 統括当直長は、配管の想定破損による溢水、地震力による溢水及びその他溢水が発生した場合においては、現場等を確認する。</p>	<p>ント文書に定める。</p> <p>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。 (a) 対象火山の選定 (b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定 (c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保） (d) 定期的な評価及び対応（平常時） (e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時） (f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告 (g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>2. 4 定期的な評価 (1) 土木建築技術課長は、2. 1から2. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。 (2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>2. 5 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び廃棄物取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づきガラス固化体の受入れの停止等の可能な限りの対処を行う。</p> <p>3 火山影響等発生時 技術課長は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>c. 溢水発生後の排水作業 統括当直長は、溢水発生後の滞留区画等での排水作業を行う。</p> <p>2. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、2. 1から2. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、2. 1から2. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>2. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、溢水の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>3 化学薬品漏えい 技術課長は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の3. 1から3. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。 また、各職位は、計画に基づき、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施 (1) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、化学薬品漏えい対応全般（評価内容並びに化学薬品漏えい経路、防護すべき設備、水密扉及び堰等の設置の考え方等）に関する教育訓練を定期的に実施する。 (2) 運転部長は、操作員に対して、化学薬品漏えい発生時の操作、作業リスクに応じた保護具の装着等操作員の安全確保に係る対応等に関する教育訓練を定期的に実施する。</p> <p>3. 3 資機材の配備 各職位は、化学薬品漏えい発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>3. 4 手順の整備 (1) 各職位は、化学薬品漏えい発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な</p>	<p>び手順の整備を実施する。</p> <p>3. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。また、貯蔵管理課長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>3. 2 教育訓練の実施 (1) 各職位は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>3. 3 資機材の配備 (1) 各職位は、降下火砕物の除去等の屋外作業時に使用する道具や防護具等を配備する。</p> <p>3. 4 手順の整備 (1) 各職位は、火山影響等発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>3. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火山影響等発生時の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとは判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。 *：火山影響等発生時におけるガラス固化体の受入れの停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p> <p>4 地震 技術課長は、地震発生時における廃棄物管理施設</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 継続的な肉厚管理 保守担当課長は、化学薬品の漏えいによる損傷の防止に係る配管の想定破損評価において、応力評価の結果により破損形状の想定を行う場合は、評価結果に影響するような減肉がないことを継続的な肉厚管理で確認する。</p> <p>b. 化学薬品漏えい発生時の現場等の確認 統括当直長は、配管の想定破損による化学薬品漏えい、地震力による化学薬品漏えい及びその他の化学薬品漏えいが発生した場合においては、現場等を確認する。</p> <p>c. 化学薬品漏えい発生後の回収 統括当直長は、化学薬品漏えいが発生した場合、回収等を行う。</p> <p>3. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、3. 1から3. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、3. 1から3. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>3. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、化学薬品漏えいの影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p> <p>4 火山活動のモニタリング等 土木建築技術課長は、巨大噴火の可能性が十分小さいことを継続的に確認することを目的に火山活動のモニタリングを行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成するとともに、計画に基づき、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 技術本部長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 (1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行う要員に対して、火山活動のモニタリングのための活動に関する教育訓練を定期的実施する。</p>	<p>の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4. 1から4. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>4. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第47条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>4. 2 教育訓練の実施 (1) 技術課長は、廃棄物管理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 貯蔵管理課長は、操作員に対して、地震発生時の操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>4. 3 資機材の配備 各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>4. 4 手順の整備 (1) 各職位は、地震発生時における廃棄物管理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止 (a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、安全上重要な施設に対する下位クラス施設の以下4つの観点における波及的影響を防止する。 なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。 ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 安全上重要な施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響 エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による安全上重要な施設への影響</p> <p>b. 地震発生時の廃棄物管理施設への影響確認 貯蔵管理課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>4. 3 手順の整備</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。</p> <p>a. 土木建築技術課長は、対象火山に対して火山活動のモニタリングを実施し、火山専門家の助言を得た上で、1年に1回、評価を行い、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>b. 土木建築技術課長は、観測データに有意な変化があった場合、火山専門家の助言を得た上で、その結果を技術本部長へ報告し、技術本部長は社長へ報告する。</p> <p>社長は、報告を受け、対処が必要と判断した場合は、事業部長にその対処について指示する。</p> <p>c. 土木建築技術課長は、火山活動のモニタリングのための活動を実施する。火山活動のモニタリングのための活動の手順には、以下を含める。</p> <p>(a) 対象火山の選定</p> <p>(b) 対象火山の状態（噴火状況や観測状況）に応じた判断基準（公的機関の発表情報、地殻変動及び地震）の設定</p> <p>(c) 評価方法（手法の選択、観測・調査データの充実、信頼性の確保）</p> <p>(d) 定期的な評価及び対応（平常時）</p> <p>(e) 臨時の評価及び対応（注意時、警戒時及び緊急時）</p> <p>(f) 必要に応じた公的機関への評価結果の報告</p> <p>(g) 新たな知見及び観測データの蓄積を反映した観測手法、判断基準等の見直し</p> <p>4. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 土木建築技術課長は、4. 1から4. 3の活動の実施結果について、1年に1回以上定期的に評価するとともに、技術本部長に報告する。</p> <p>(2) 技術本部長は、(1)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>4. 5 再処理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>事業部長は、観測データに有意な変化があった場合の社長からの対処の指示を受け、工場長及び核燃料取扱主任者に連絡するとともに、その対処について協議する。対処に当たっては、その時点の最新の科学的知見に基づき使用済燃料の受入れ及び新たなせん断処理施設における再処理を停止し、工程内の使用済燃料等は溶解施設、分離施設、精製施設及び脱硝施設における再処理を行い、ウラン酸化物粉末及びウラン・プルトニウム混合酸化物粉末とし貯蔵する、高レベル廃液はガ</p>	<p>震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び廃棄物取扱主任者に報告する。</p> <p>4. 5 定期的な評価</p> <p>(1) 各職位は、4. 1から4. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。</p> <p>(2) 技術課長は、4. 1から4. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。</p> <p>(3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>4. 6 廃棄物管理施設の災害を未然に防止するための措置</p> <p>工場長は、地震の影響により、廃棄物管理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位とガラス固化体の受入れの停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。</p>	

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>ラス固化体とし貯蔵する等の可能な限りの対処を行う。</p> <p>5 火山影響等及び降雪発生時 技術課長は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の5. 1から5. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>5. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。また、統括当直長は、降灰予報等により六ヶ所村への多量の降灰が予想される場合、操作員による火山影響等発生時の活動を開始するとともに、必要に応じて活動を行う要員の応援を工場長に要請する。</p> <p>5. 2 教育訓練の実施 (1) 各職位は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 運転部長は、操作員に対して、火山影響等及び降雪発生時の操作等に係る手順に関する教育訓練を定期的実施する。 (3) 管理担当課長及び保修担当課長は、課員に対して、火山影響等及び降雪発生時対応に関する教育訓練並びに火山事象及び降雪より防護すべき施設の施設管理、点検に関する教育訓練を定期的実施する。 (4) 各職位は、非常時要員に対して、その役割に応じて、火山影響等発生時の第1非常用ディーゼル発電機、第2非常用ディーゼル発電機及び安全圧縮空気系空気圧縮機の機能を維持するための対策等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>5. 3 資機材の配備 (1) 各職位は、降下火砕物及び積雪の除去等の屋外作業時に使用する道具、防護具等を配備する。</p> <p>5. 4 手順の整備 (1) 各職位は、火山影響等及び降雪発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 降下火砕物の侵入防止</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>(a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて降下火砕物から防護する施設（安全上重要な機能を有する構築物、系統及び機器が対象であり、以下「降下火砕物防護対象施設」という。）を収納する建屋の換気設備の風量を低減する措置を講じる。</p> <p>(b) 統括当直長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止する。</p> <p>b. 降下火砕物及び積雪の除去作業</p> <p>(a) 管理担当課長は、降下火砕物の影響により建屋の換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じフィルタの清掃又は交換を実施する。</p> <p>(b) 統括当直長は、降灰後は設計対処施設（降下火砕物防護対象施設を収納する建屋、降下火砕物を含む空気の流路となる降下火砕物防護対象施設、外気から取り入れた屋内の空気を機器内に取り込む機構を有する降下火砕物防護対象施設及び屋外に設置する降下火砕物防護対象施設が該当する。）への影響を確認するための点検を実施し、降下火砕物の堆積が確認された箇所の降下火砕物の除去を行い、長期にわたり積載荷重がかかること及び化学的影響（腐食）が発生することを防止する。</p> <p>また、上記以外の降下火砕物及び積雪の除去作業については、降灰及び降雪の状況を踏まえ、設備に悪影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に実施する。</p> <p>c. 制御建屋中央制御室の居住性確保に関する対策</p> <p>(a) 統括当直長は、降灰が確認された場合には、状況に応じて制御建屋中央制御室換気設備の外気との連絡口を遮断し、制御建屋の中央制御室内空気を再循環する措置又は風量を低減する措置を講じる。</p> <p>(b) 安全ユーティリティ課長は、降下火砕物の影響により制御建屋中央制御室換気設備の給気フィルタの差圧が交換差圧に達した場合は、状況に応じ外気の取り込みを停止又はフィルタの清掃若しくは交換を実施する。</p> <p>d. 降灰の再処理施設への影響確認</p> <p>管理担当課長は、降灰が確認された場合は、再処理施設への影響を確認するため、降下火砕物防護対象施設を収納する建屋の点検を行うとともに、その結果を事業部長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>e. 降下火砕物防護対象施設の機能維持 管理担当課長及び保守担当課長は、降下火砕物防護対象施設の要求機能が維持されるよう、降灰後における降下火砕物による静的荷重、腐食、磨耗等の影響を確認するため、施設管理計画に基づき適切に施設管理を実施するとともに、必要に応じ補修を行う。</p> <p>5. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、5. 1 から5. 4の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、5. 1 から5. 4の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>5. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、火山影響等及び降雪発生時の影響により、再処理施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置*について協議し、必要な措置を講じる。 *：火山影響等発生時における使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止の判断基準は、六ヶ所村に降灰予報「多量」が発表された場合とする。</p> <p>6 地震 技術課長は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の6. 1から6. 4を含む計画を作成し、事業部長の承認を得る。また、各職位は、計画に基づき、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制及び手順の整備を実施する。</p> <p>6. 1 要員の配置 (1) 事業部長は、災害（非常事態を除く。）が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、必要な要員を配置する。 (2) 事業部長は、非常事態が発生するおそれがある場合又は発生した場合に備え、第109条に定める必要な要員を配置する。</p> <p>6. 2 教育訓練の実施 (1) 技術課長は、再処理施設の保安に関する業務を行う社員等に対して、地震発生時対応に関する教育訓練を定期的実施する。 (2) 運転部長は、操作員に対して、地震発生時の</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		<p>操作等に関する教育訓練を定期的実施する。</p> <p>6. 3 資機材の配備 各職位は、地震発生時に使用する資機材を配備する。</p> <p>6. 4 手順の整備 (1) 各職位は、地震発生時における再処理施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを品質マネジメント文書に定める。 a. 波及的影響防止 (a) 各職位は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。 (b) 各職位は、機器等の設置並びに点検資材等の仮設及び仮置時における、耐震重要施設（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きい施設をいい、耐震Sクラスに属する施設）に対する下位クラス施設の以下4つの観点並びに溢水、化学薬品漏えい及び火災の観点における波及的影響を防止する。 なお、下位クラス施設としては、耐震Bクラス及びCクラスの施設を考慮する。 ア. 設置地盤及び地震応答性状の相違に起因する相対変位又は不等沈下による影響 イ. 耐震重要施設と下位クラス施設との接続部における相互影響 ウ. 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 エ. 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒及び落下等による耐震重要施設への影響 b. 地震発生時の再処理施設への影響確認 管理担当課長は、あらかじめ定めた測候所等において震度5弱以上の地震が観測された場合は、地震終了後、所管する施設の損傷の有無を確認し、その結果を工場長及び核燃料取扱主任者に報告する。</p> <p>6. 5 定期的な評価 (1) 各職位は、6. 1 から6. 4 の活動の実施結果について、技術課長に報告する。 (2) 技術課長は、6. 1 から6. 4 の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価するとともに、事業部長に報告する。 (3) 事業部長は、(2)の報告の内容を評価し、必要に応じて計画の見直し等の措置を講じる。</p> <p>6. 6 再処理施設の災害を未然に防止するための措置 工場長は、地震の影響により、再処理施設の保安</p>		

濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定 (変更後)	濃縮・埋設事業所加工施設保安規定 (2021年3月11日改正)	再処理事業所再処理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	再処理事業所廃棄物管理施設保安規定 (2021年5月31日改正)	整合性等
		に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合（六ヶ所村に大津波警報が発表された場合を含む。）は、あらかじめ定める通報系統に従い連絡するとともに、関係各職位と使用済燃料の再処理及び高レベル廃液のガラス固化の停止等の措置について協議し、必要な措置を講じる。		